

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:六ノ里棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧牛道村地域の内、六ノ里地区の棚田。

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

現在の耕作者が耕作不能となった場合には、協議会で担い手1名以上を確保し、令和11年度まで六ノ里地区の棚田における棚田管理の取組面積19.1haを維持する。

農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を継続実施し、必要に応じて補修等を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

六ノ里地区の棚田でドローンを活用した肥料散布及び除草・害虫駆除等の取組を実施するための体制整備として、令和11年度までにドローン操縦資格者2名以上を育成する。ドローンを使用した農作業希望者の増加や地域の理解が得られた段階で機器整備を行い、計画的にスマート農業化を推進する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和11年度まで六ノ里棚田米生産者組合の作付面積8.4haを維持する。

- ・自然環境の保全・活用

六ノ里地区の棚田で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

- ・良好な景観の形成

定期的な草刈、石積みの補修等の管理作業により、六ノ里地区の棚田の畦畔保持活動を実施する。

六ノ里棚田にじいろプロジェクト(イラスト田んぼ)及び棚田の景観整備(草刈り)の活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、140人から150人に増加させる。

- ・伝統文化の継承

六ノ里地域づくり協議会が中心となり、栃洞白山神社、平谷白山神社、位山秋葉神社で催される拝殿踊りを継続実施する。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度を導入するための体制(受入主体及び方法の確立、水田の設定及び地権者の同意、周辺住民の理解等)づくりを研究し推進する。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興  
六ノ里棚田地区で生産される野菜の直売所（嶋田ファーム）を継続実施する。
- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進  
六の里棚田米の販売量を、年間 320 俵（19.2 トン）を、令和 1 1 年度までに 350 俵（21 トン）に増加させる。

### 3 計画期間

認定の月～令和 1 2 年 3 月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減

六ノ里地区の棚田において、定期的な畦畔、農道、用排水路の保全活動を地域ぐるみで実施し、耕作放棄地の発生防止と削減を図る。耕作が不可能となった農地については、協議会で担い手確保に努めるとともに、担い手が確保されるまでの間は、協議会構成員により草刈等を行い、適切に保全管理を行う。新たな取組みとして、都市からの協力者を含む 5 名以上で、耕作放棄地となっている棚田の草刈りを年 2 回以上実施する。

- ・ 生産性・付加価値の向上

六ノ里地区の棚田でドローンを活用した肥料散布及び除草・害虫駆除等の取組みを実施するための体制整備として、令和 1 1 年度までにドローン操縦資格者 2 名以上を育成する。ドローンを使用した農作業希望者の増加や地域の理解が得られた段階で機器整備を行い、計画的にスマート農業化を推進する。

##### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進

六の里棚田米生産組合による六ノ里地区の棚田米の PR を行うとともに、棚田米の販路の拡大を図る。

- ・ 自然環境の保全・活用

六ノ里地区の棚田で六ノ里集落協定が中心となり侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

- ・ 良好な景観の形成

六ノ里自治会及び六の里棚田米生産組合が主体となり六ノ里棚田にじいろプロジェクト事業として毎年 1 筆以上イラスト田んぼの作成と棚田の景観整備活動に取り組み関係人口を令和 1 1 年度までに 10% 増（140 人から 150 人）を図る。

- ・ 伝統文化の継承

地区出身者及び地元の住民等の支援者の協力を得ながら、六ノ里地域づくり協議会が中心となり、昔から伝わる拝殿踊りなどの伝統文化を継承する。

##### ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興  
棚田オーナー制度を導入するための体制（受入主体及び方法の確立、水田の設定及び地権者の同意、周辺住民の理解等）づくりを研究し推進する。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興  
農産物の供給の促進として、六ノ里棚田地区で生産される野菜の直売所（嶋田ファーム）を継続実施する。
- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進  
六ノ里地域協議会が中心となり、六ノ里地区の棚田米や農産物を原材料とした加工品の製造、販売に取り組む。  
六ノ里地区の棚田米を原料とした日本酒の開発（試作品製作）に取り組む。  
六の里棚田米の販売量を、年間 320 俵（19.2 トン）を、令和 11 年度までに 350 俵（21 トン）に増加させる。

## （２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

## 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

六ノ里棚田地域振興協議会は、郡上市、六ノ里自治会、六ノ里農地活動組織、六ノ里集落協定、六の里棚田米生産組合、畑ヶ谷棚田を守る会、三ヶ村棚田を守る会、六ノ里地域づくり協議会で構成する。

## 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

（別添 1）縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第 3 条第 1 項】

別添のとおり